

第2回

中小企業振興基本条例制定促進セミナー

中小企業基本法は、地方公共団体に対し、法の基本理念にのっとり、その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとしています。当会は、そのためには各地方公共団体ごとに施策の拠り所となる、いわゆる中小企業振興基本条例(以下「条例」といいます。)の制定が必要と考えております。条例制定の動きを加速させるためには、地方公共団体と地元の中小企業・小規模事業者が共通認識をもち、対話を重ねることが重要と考えます。

つきましては、その一助とすべくこの問題に熱心に取り組んでいる北海道中小企業家同友会との連携協力のもと、条例に関心をお持ちの市町村や商工団体、事業者等を対象に標題のセミナーを開催いたします。

ご多忙の時期とは存じますが、どうぞご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

第2回

平成31年3月6日(水) 午後3時30分から

場所 ホテルポールスター札幌 2階「メヌエット」

「条例ができて何がどう変わったか」 ～個別企業の悩みに応え、域内循環を高める～ 株式会社オイコス 代表取締役 森川 浩一 氏

(株)オイコス 代表取締役 森川 浩一

1960年生まれ 釧路工業高等専門学校機械工学科

郵便局 釧路若草郵便局長早期退職、

2014年4月(株)オイコス起業

映像制作、空撮、ドローンによる農薬撒布、Web制作。2003年北海道中小企業家同友会入会。企画委員長、現政策委員長。条例運動に関わる。



※裏面がお申込み用紙となっております。

参加費
無料

中小企業振興基本条例制定促進セミナー 参加申込書

※ 3月1日(金)までにご回答をお願いいたします。(必着)

機関名	
-----	--

役 職 名	氏 名



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

《送付先》

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト 1・7

北海道中小企業団体中央会 企画情報部宛

TEL 011-231-1919 / FAX 011-271-1109